

平成 25 年 8 月 6 日
消費者委員会

「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」実施状況報告において説明願いたい事項

建議事項（平成 25 年 2 月 12 日）	実施状況報告（経済産業省）（平成 25 年 8 月）	説明願いたい事項
<p>(1) 事業者等を通じての情報周知の方策</p> <p>【建議項目④】 経済産業省は、<u>販売事業者等の実態をより調査し</u>、リコール対象製品を購入した消費者への情報提供に係る消費生活用製品安全法に定められた義務等の具体的かつ効果的な実施方法について検討を行うこと。</p> <p>消費生活用製品安全法では、第 3 4 条に製造・輸入・販売事業者による一般消費者への製品事故に関する情報提供、第 3 8 条第 2 項に販売事業者が製造・輸入事業者が行うリコールに協力する一定の努力義務について定めている。</p> <p>リコール情報を含む注意喚起情報の伝達に当っては、販売事業者等が保有する、リコール対象製品を購入した消費者の情報を有効に活用する事が有益である。</p> <p>このため、<u>個人情報保護の観点</u>を整理した上で販売事業者等が消費者の情報を製造・輸入業者に提供する、又は、販売事業者等が製造・輸入業者に代わって消費者へ情報を伝達することで、より多くの消費者に情報を届けることが期待できることから、上記の検討を行うよう求める。</p>	<p>○<u>経済産業省と流通事業者団体とのリコール協力体制の構築・拡大</u> リコールの実効性を確保していくため、経済産業省は流通事業者団体と協力体制を構築して、消費者へのリコール情報の周知、消費者に向けた注意喚起を実施している。具体的には、製造・輸入事業者から経済産業省に報告があったリコール情報を迅速に流通事業者に提供し、流通事業者はリコール情報等を消費者に周知する取組を行っている。<u>今後も、流通事業者団体との協力体制の拡大、協力内容の充実を図る。</u></p> <p><協力の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換を行う双方の窓口を設置 ・経済産業省からリコール情報等を電子媒体等、容易に活用可能な形で提供し、流通事業者はリコール情報等を消費者に周知 ・経済産業省から製品安全に関する注意喚起等の情報を提供し、流通事業者は製品安全情報を消費者に周知 ・流通事業者から経済産業省に関する意見・要望を収集 ・定期的に連絡会合を開催 <p><以下の 6 団体と協力体制を構築></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大手家電流通懇談会（平成 24 年 5 月） ② 全国電機商業組合連合会（平成 24 年 12 月） ③ 日本ドウ・イト・ユアセルフ協会（平成 25 年 3 月） ④ 日本通信販売協会（平成 25 年 7 月） ⑤ 日本福祉用具・生活支援用具協会（平成 25 年 7 月） ⑥ 日本福祉用具供給協会（平成 25 年 7 月） <p>○<u>製品安全に関する流通事業者向けガイドの作成・公表・普及</u> 流通事業者が取り組むべき製品安全に関する事項を整理した「製品安全に関する流通事業者向けガイド」と、製品安全の取り組みの実務的な解説と例示、取組事例等を整理した「製品安全に関する流通事業者向けガイドの解説」を作成し、平成 2 5 年 7 月 1 日に公表した。当該ガイドは「安全原則」（社会的責務等の基本指針と行動原則）及び「共通指針」（業務プロセス毎の製品安全の取組）から構成され、流通事業者が取り組むべきリコール対応等の具体的な内容が記載されている。</p>	<p>経済産業省におかれては、流通事業者団体と協力体制を構築して、消費者へのリコール情報の周知、消費者に向けた注意喚起を実施していることは、一定の評価ができる。</p> <p>○<u>流通事業者団体との協力体制の拡大、協力内容の充実</u>を図るとのことだが、今後、協力体制を構築した 6 団体以外の団体、特に、中小企業、零細の流通事業者団体と協力体制を構築していくか、並びに協力体制を構築した 6 団体と、どのように協力体制の充実を図られるのか、具体的に説明願いたい。</p> <p>○<u>販売事業者等の実態調査の実施</u>を求めているが、販売事業者が個人情報に留意しつつ製造事業者に顧客情報を提供している実態調査を実施しているか、説明願いたい。</p> <p>○<u>建議では、販売事業者等が消費者の情報を製造・輸入業者に提供する上で、個人情報保護の観点から整理</u>することを求めているが、どのような整理を行ったか説明願いたい。</p> <p>○<u>製品安全に関する流通事業者向けガイド</u>（平成 2 5 年 7 月 1 日公表）の「7-2 製品リコールへの対応」には、流通事業者のリコールへの積極的な協力を謳われているが、今後より効果的な回収を実現するために、効果についての検証を実施していく予定はあるのか。</p> <p>また、検証の結果、効果が見られないことが判明した場合、行政法規上の義務規定の必要性について検討を実施することについて見解を示していただきたい。</p>

	<p>また、平成25年7月1日付けで、流通事業者団体に対して、当該ガイドの周知に係る協力要請文を発送して、会員各社への周知を行った。今後は、<u>全国主要都市で説明会を開催する等、ガイドの周知に努める</u>とともに、当該ガイドを参考に、販売形態、取扱商品、事業規模等の特色を踏まえ、流通事業者の取組を類型ごとに調査・研究し、共通する取組を抽出・整理した指針を示す等、さらに流通事業者が製品安全に取り組みやすい環境を整備する。</p> <p>○<u>製品安全に関する流通事業者向け講習会の開催</u> 流通事業者の自主的取り組みを促進することを目的に、流通事業者団体の協力を得て、<u>会員企業を集めた製品安全に関する講習会を開催し</u>、政府の製品安全政策の紹介、流通事業者が取り組むべきリコールへの対応等、製品安全に係る具体的内容について周知を行った。(3月 全国電機商業組合連合会、4月 生活協同組合連合会、5月 日本通信販売協会)</p> <p>○<u>消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令に係る流通事業者への協力要請</u> 平成25年2月にリコール中のTDK(株)製の加湿器による火災事故により5名が死亡した重大製品事故の報告を受け、平成25年3月13日、経済産業省はTDK(株)に対して、消費生活用製品安全法第39条第1項に基づく危害防止命令を発送し、未回収製品の回収、消費者への注意喚起、措置状況の報告を命じるとともに、同法第38条第3項の規定を踏まえ、経済産業省から流通事業者団体に対して、TDK(株)製加湿器のリコール情報の消費者への周知に協力するよう要請した。この要請に基づき流通事業者は、顧客情報を活用した所有者への周知やリコールポスターの店頭掲示等の協力を実施している。</p> <p>○<u>リコール情報周知の強化施策への協力を流通事業者に要請</u> 重大製品事故情報報告・公表制度が創設された平成19年度以降、リコール中の製品に重大製品事故が再発した127製品(事故件数645件)のうち、高齢者・子供用製品やリコール開始後に事故が多数再発している製品など、優先度の高い28製品(事故件数448件)について、<u>各社の取組状況の再点検を実施</u>。</p> <p>経済産業省は消費者庁と連携し、平成25年4月26日、リコール情報周知の強化施策について公表を行うとともに、経済産業省と消費者庁連名で、リコール中に重大製品事故が再発した全ての製造・輸入事業者に対して、上記の再点検結果を踏まえた効果的なリコールの追加対策を検討し実施するよう要請した。また流通事業者に対して、製造・輸入事業者に協力して、消費者に積極的にリコール情報を提供するよう要請した。</p>	<p>○全国主要都市で説明会を開催する等、ガイドの周知に努めるための、今後の全国主要都市、対象先、スケジュールについて説明願いたい。</p> <p>○今後の講習会実施の方針、スケジュールについて説明願いたい。</p> <p>○各社の取組状況の再点検を実施しているとのことだが、再点検の結果を各社に対して具体的にどのようにフィードバックさせ、リコールの取組みを徹底させていくのか説明願いたい。</p>
--	--	---